

令和6年度

伊勢崎市立坂東小学校



学校通信

ばんどうたろう

坂東太郎



第 42号

令和7年3月6日(木)発行

校長 関根 崇史

「PTA総合保険」への加入について

学校現場においては、児童が意図せず他人にケガを負わせてしまったり、誤って他人の器物を傷つけたり壊したりしてしまうことが発生する場合があります。本校の事例ではありませんが、状況次第では、保護者が責任を問われ、賠償金額が高額になるケースも出てきています。

そこで、ある程度納得できるような補償を事前に準備し、児童が不可抗力で他人にケガを負わせてしまったり、他人の器物を壊したりしてしまった場合、保護者の経済的ご負担を軽減するための目的で「PTA総合保険」への加入を検討しています。

児童や保護者の方々、教職員が安心して活動できるよう考えておりますので、本保険への加入について、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、加入が決定しましたら、正式な通知でお知らせしたいと考えています。現段階で考えている内容については以下の通りです。

【内 容】賠償責任保険

児童が、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしてしまったりして、法律上の賠償責任を負担する場合

☆対人・対物共通 1事故につき最高2億円 免責（自己負担金額）0円

具体事例)

- ・児童が他人の自動車にキズをつけてしまい、児童の親が監督上の責任を問われた。
- ・学校内で友達とふざけていて、教室の扉を壊した。
- ・校庭で遊んでいるときに、友達にぶつかりケガをさせた。
- ・掃除時間中、ホウキを振っていてガラスを割った。

など

※授業中など教員の目が届くケースは、教員に管理監督責任があるため、対象となりません。校外学習等でやむを得ず目が届かなかったケース、休み時間や登下校中などが対象となります。

※土日のPTA活動や学校行事は対象となりますが、スポーツ少年団や地域行事等、学校主催ではない活動については、カバーされません。

【対象者】児童のみ ※保護者は対象外となります。

【期 間】一年間 ※令和7年4月から加入予定です。

【保険料】一人あたり300円～350円程度

※団体契約のため、児童数で換算します。毎月ではなく、一年間でこの程度の金額となります。

【集金方法】集金については、学年費から徴収予定

※来年度4月の学年集金に上記保険料を入れさせていただきます。

以上です。何か不明な点等ございましたら、学校長まで連絡してください。なお、同様の保険について市内中学校ではすでに加入しています。小学校につきましても、ほとんどの学校が次年度より加入する方向で準備を進めています。特に問題点がないようでしたら、今年度中に準備を進め、次年度より加入させていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。